

明石警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～22時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道28号(管内全線)	9時～22時
国道250号(管内全線)	9時～22時
県道明石高砂線(鍛冶屋町交差点～大観橋交差点)	9時～22時
県道平野舞子停車場線(松が丘5丁目交差点～神戸市垂水区境界)	9時～22時
市道48号・49号・50号・51号・朝霧242号(大蔵海岸西交差点～大蔵海岸中交差点～朝霧町2丁目交差点)	9時～22時
市道165号・5号・18号(JR朝霧駅前ロータリー～松が丘5丁目～明高下交差点)	7時～22時
市道朝霧242・143号(朝霧2丁目交差点～朝霧病院前交差点～明舞中央病院前交差点)	9時～22時
市道朝霧101号(明舞中央病院北側交差点～明舞交番前交差点)	9時～22時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
JR・山陽明石駅周辺	9時～22時

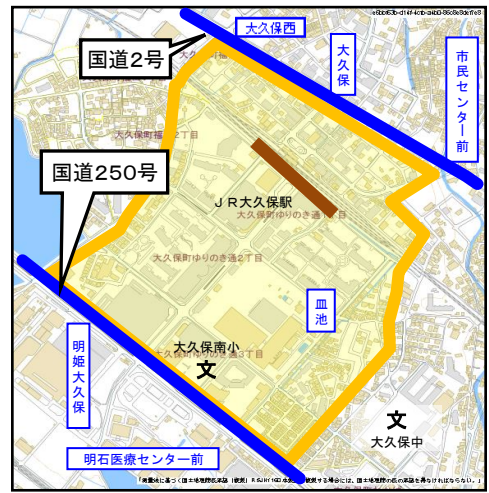
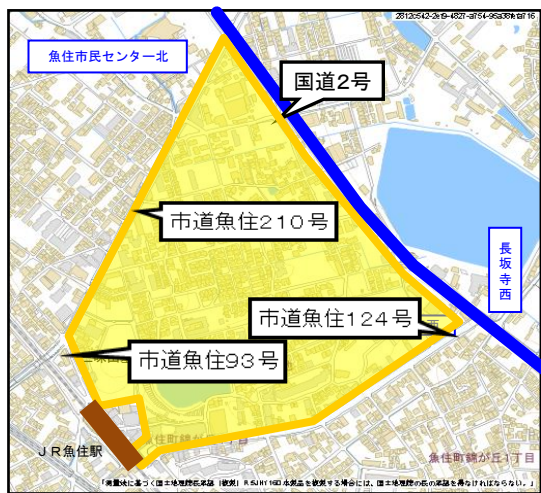
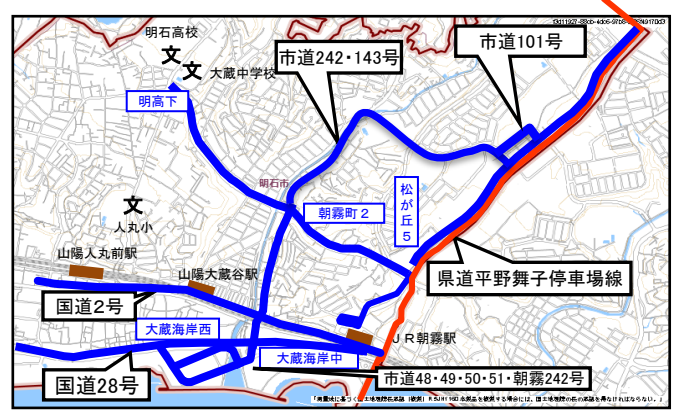
◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
JR西明石駅・新幹線西明石駅周辺	9時～22時
JR大久保駅・大久保南小学校周辺	7時～22時
JR魚住駅北側周辺	9時～22時
中崎1丁目周辺	9時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
JR・山陽明石駅周辺	9時～22時

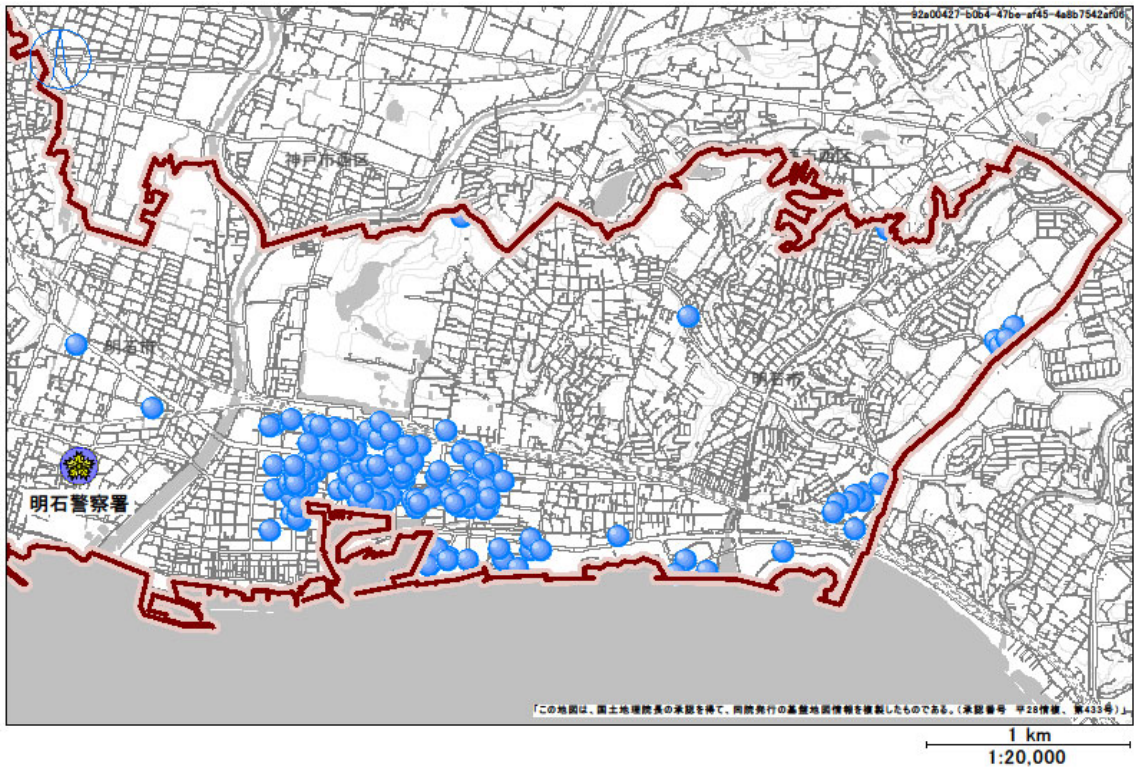
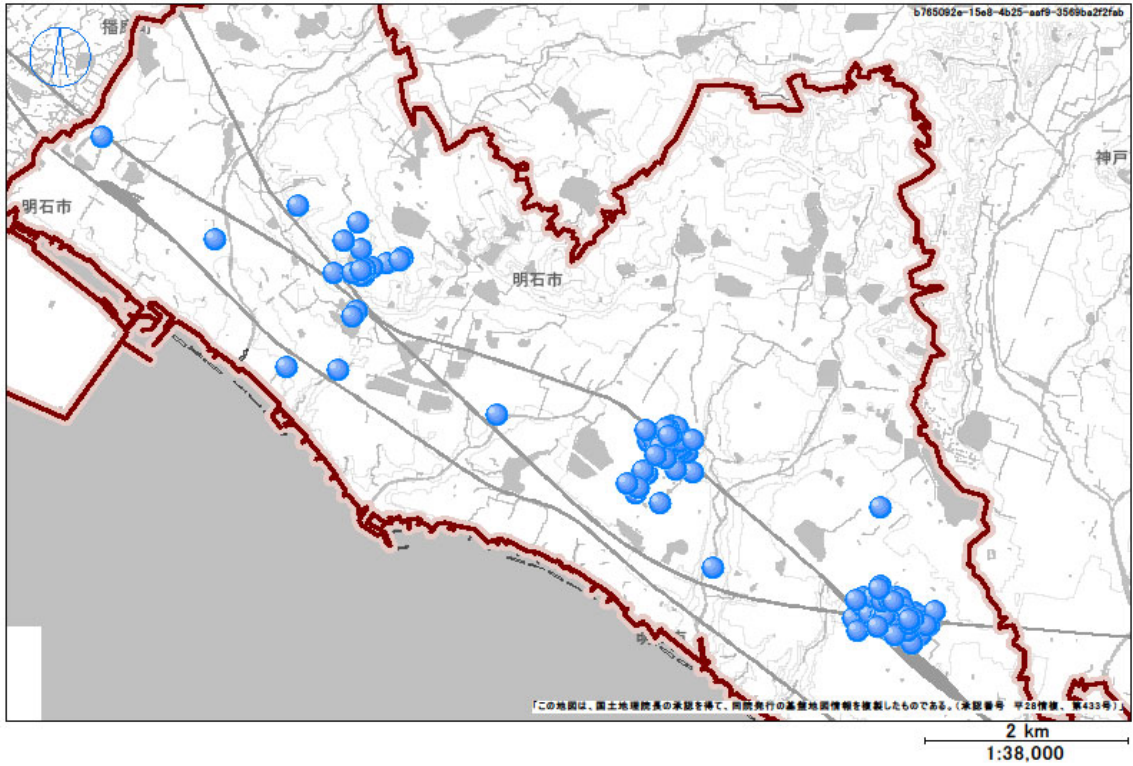
兵庫県明石警察署 駐車監視員活動ガイドライン



◎ 上図のほか、
国道2号及び国道250号の管内全線
が駐車監視員活動ガイドラインとして設定されています。

凡例	最重点路線	}	
	重点路線		
凡例	最重点地域	}	
	重点地域		
	二輪車重点地域		

兵 庫 県 明 石 警 察 署 況



期 間	令 和 5 年 中
取付者	警 察 官 及 び 駐 車 監 視 員